「大阪IR基本構想」(案)に対する府民意見等の募集について

連絡先	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	〒 −
	電話番号(担当者) (携帯電話の番号可)	
	電子メールアドレス	

※上記【連絡先】欄内に記入していただいた事項については公表しません。

_				
	該当する章:ご意見の内容欄に記載			
	ご意見内容の公表について ※いただいたご意見は原則公表します。 公表を希望しない場合は右の□を黒く塗りつぶしてください。		公表不可	
ڗٛ	1 (全体) 大阪 IR 基本構想(案)(以下「本基本構想案」という。)は、様々な弊害を生むカジノが設とその他の施設とを一体として運営することを前提にした IR を内容とするものであることから反対であり、直ちに本基本構想案を撤回すべきである。 2 (第3章関係) 本基本構想案には、任意の本人申告による賭け金額等の上限設定の記載はあるものの、本人の申告をまたずに本人の収入等を踏まえた客観的な賭け金の上限額を規制したり、汽在時間に上限を設定したりといった対策もとられておらず、また、特定貸付業務を排除ようとすらしていないなど、ギャンブル依存症対策としては極めて不十分である。大阪府・市で実施する暴力団対策やマネーロンダリング対策も、抽象的な文言が並ぶだけで具体的な対策といえる対策は示されていないなど、カジノ(ギャンブル)が生む様々な有知な影響の排除を適切に行うために必要な措置がなされた構想案とは到底いえない。 3 (全体、第2章、第4章関係)			
意見				
の 内				
容	本基本構想案策定にあたって、様々な経済的試算が 具体的な根拠が十分示されていない上、カジノを開設 算は全くなされておらず、不当である。もし検討を進 試算の根拠を公表すると共に、カジノを解禁すること てこれを公表してから進めるべきである。 4 (第5章)	することへの めるというの	うの影響についての試 であれば、その経済的	
	本基本構想案策定にあたって、住民の意思を反映しの解禁は、住民に多大な悪影響を与える可能性が高いは不可欠であり、もし、万が一、カジノの解禁を進めらの意見聴取を実施するほか、カジノの是非について	ことから、住 るというのでは	民の意思の把握や反映 あれば、幅広い住民か	

【締 切】令和元年8月9日(金曜日) (※送付の場合は、令和元年8月9日の消印有効)

【送付先】大阪府・大阪市 I R推進局 企画課 総務・企画グループ あて

○郵送の場合 〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 31 階 ○ファクシミリの場合 ファクシミリ 06-6210-9238

【個人情報の取扱いについて】

提出された意見の内容を確認させていただく場合があることから、氏名・住所・電話番号等の連絡 先の記載をお願いしています。

これらの個人情報については公表せず、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理します。 なお、ご提出いただいた連絡先、ご意見等については、大阪府・大阪市で共有いたします。